

「特定の者対象」基本研修(現場演習)

【現場演習】

- 「特定の者」に合わせた現場演習を通じて一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施
- 実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習(現場演習)を実施し、プロセスの評価をする

【評価】

- 演習の評価については、「特定の者」に特化した評価票を使用

※実地研修においては、平成23年11月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発出の平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(特定の者対象)及び実地研修実施要領を熟知し、介護職員等は介護職員等によるたんの吸引等(特定研修のテキスト、指導看護師は介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)指導看護師は介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)指導者マニュアルに従って実施すること

「特定の者対象」実地研修具体的内容

3号研修

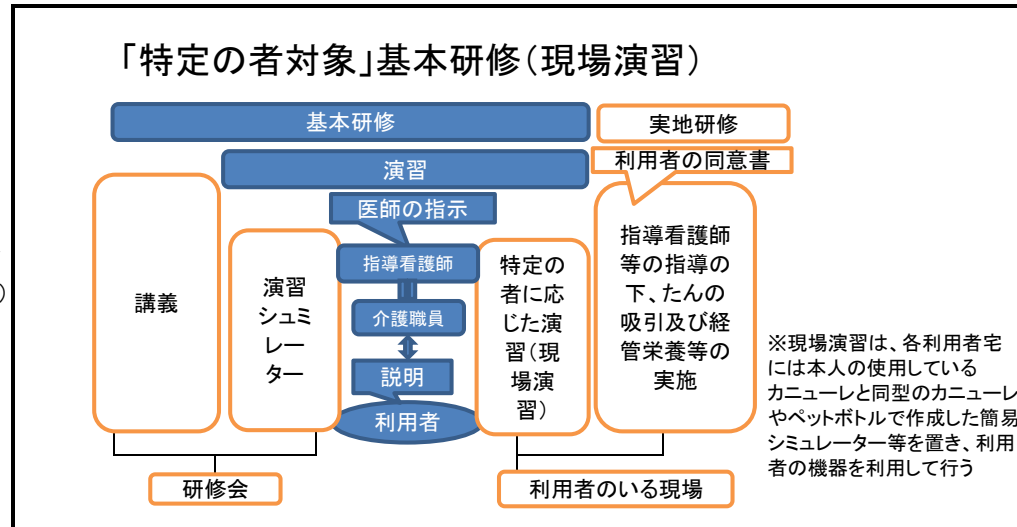
ケアの種類	実施内容
口腔内のたんの吸引	○「特定の者」に合わせた現場演習を通じて、一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施
鼻腔内のたんの吸引	○利用者のいる現場において利用者ごとの手順に従って実施する現場演習後に評価を行う
気管カニューレ内部の喀痰吸引	○演習を受けた介護職員等に対し、様式2の評価票を基本とし、「特定の者」ごとの実地方法を考慮した上で評価を行う
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	○評価票の全ての項目について、指導看護師等が、「手順どおりに実施できる」と認めた場合に、演習の修了を認める
経鼻経管栄養	

★現場演習の手順

- ①指導看護師等は介護職員がたんの吸引等を行える確認についてかかりつけ医等からの承諾を受ける
 - ②利用者に説明し同意をもらう
 - ③関係者とのカンファレンス等行う体制整備を整える
 - ④指導看護師等と介護職員等で演習実施計画書(様式1)を作成する
 - ⑤利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習(現場演習)を行う
 - ⑥基本研修(演習用)の評価票を用いて評価を行う(様式2)
- ※指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、問題ないと判断されるまで行う

★現場演習の修了等報告

- ①修了後、次々頁の手順に従って報告を行う



「特定の者対象」実地研修

【実地研修】

- 実地研修については、指導看護師が指導（必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び本人・家族が指導の補助）を行い、指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。（連続2回手順通り実施できる）
- 指導看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施。

【評価】

- 評価については、「特定の者」に特化した評価票を使用
- 評価を行う際には、利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、利用者（家族）の意見も踏まえた上で実施。

※実地研修においては、平成23年11月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発出の平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱（特定の者対象）及び実地研修実施要領を熟知し、介護職員等は介護職員等によるたんの吸引等（特定研修のテキスト、指導看護師は介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）指導看護師は介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）指導者マニュアルに従って実施すること

「特定の者」実地研修具体的内容

3号研修

ケアの種類	実施内容
口腔内のたんの吸引	○指導看護師等による評価(所定の判断基準)により問題ないと判断されるまで実施(連続2回手順通りに実施できる) ○評価を行う際は、利用者(家族)の意見を聴取することが可能な場合は、指導看護師等が、利用者(家族)の意見も踏まえた上で評価を実施すること ○「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。
鼻腔内のたんの吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

★実地研修の手順

- ①実地研修に際して研修体制整備(様式3)、介護職員の損害賠償保険等の整備を行う
- ②指導看護師等は介護職員がたんの吸引等を行える確認についてかかりつけ医等からの承諾を受ける
- ③利用者の同意等
 - ・利用者に対して実地研修の実施及び利用者のかかりつけ医等の医師、訪問看護事業所との連携対応について介護職員等から説明を行い、同意書(様式4)を交わす
- ④関係者とのカンファレンス等行う体制整備を整える
- ⑤たんの吸引等の技術の手順書等が整備されている
- ⑥指導看護師と介護職員で実施研修実地計画書(様式5の①②)を作成
 - ※その際、利用者の個人ケア計画に位置づける
- ⑦行った行為について実施記録(様式6)を作成する
- ⑧実習中のヒヤリハット事例について報告・記録する
- ⑨「特定の者」に特化した評価票(様式7)を使用
 - 指導看護師が、問題ないと判断するまで実施(連続2回手順通りに実施)

★実地研修の修了等報告

- ①修了後、次頁の手続きに従って報告を行う

基本研修、演習、知識の確認(筆記試験)の修了者

- ※医師、看護師等との連携体制があること
- ※関係者とのカンファレンス等が行えること

